

2018 July

7

No.821

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■はすの花
佐賀市

今月の記事

●日本年金機構

- ・「算定基礎届」の提出はお済みですか 2
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書について 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険委員を募集しています 4～5

●佐賀県社会保険協会

- ・7・8月開催社会保険事務講習会のご案内 6
- ・ワンポイントレッスン 限度額適用認定証 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・一般的な年金に関するお問い合わせ先 8

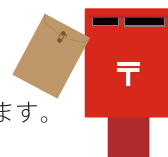
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

「算定基礎届」の提出はお済みですか？

- ◆「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。（給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。）
- ◆「算定基礎届」の提出がありませんと、正しい保険料の算定ができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆平成30年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。（6月中旬にお送りしております「算定基礎届」は、5月18日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しております。平成30年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによるお届けが必要となります。）
- ◆現在、被保険者の方が「0人」であっても、「総括表」の提出が必要です。

「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆被保険者に賞与を支給したときは、支払った日から5日以内に「賞与支払届」と「総括表」の提出が必要です。
- ◆賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆「賞与支払届」（紙様式またはCD）に「総括表」（紙様式）を添付のうえ、提出してください。
- ◆賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。



養育期間標準報酬月額特例申出書について

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者からの申し出により事業主が年金事務所へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額により年金額を計算する特例措置が受けられます。

なお、老齢厚生年金等を計算する際は養育期間前の(高い)標準報酬月額を使用しますが、厚生年金保険料は実際の(低い)標準報酬で計算されます。

◆特例措置の適用期間

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る期間です。

- ① 子が3歳に達したとき
- ② 資格喪失したとき
- ③ 申し出に係る子以外の子について養育特例措置を受けるとき
- ④ 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ⑤ 育児休業等を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業を開始したとき



詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください。



お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0955-72-5161 |
| ●武雄年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
平成30年7月分保険料の納付期限は**平成30年8月31日(金)**です。

～ 事業主・加入者の皆様へ ～

健康保険委員を募集しています！

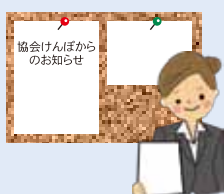
健康保険委員とは…事業所と協会けんぽをつなぐ橋渡し役です！



健康保険委員の活動内容

① 事業主・従業員への広報

従業員の皆様へ協会けんぽからのお知らせなどをお伝えいただき、広報紙やパンフレットなどをご覧いただけるよう、回覧・掲示をお願いします。



② 事業主・従業員からの相談

従業員の皆様からの各種申請に関する相談をお願いします。



③ 各種事業の推進

職場の皆様の健康づくり、健康診断受診の案内など各種事業への参加の呼びかけをお願いします。



④ 健康保険に関するモニター

協会けんぽの事業運営や各種サービスに関し、加入者の立場から気づいたことをお知らせください。健康づくりに関するご意見や職場での健康づくりの紹介事例などをお寄せください。

健康保険委員への特典

●健康保険委員限定で健康情報冊子を配付！

職場の健康づくり等のお役に立つよう、年4回季節ごとに健康情報冊子を健康保険委員限定で配付いたします。

●研修会等に無料で参加！

年に1回、職場で役立つ健康づくりなどをテーマとした研修会等を行っています。



(表紙見本)



(掲載内容一例)

健康保険委員の登録条件

- ① 協会けんぽ佐賀支部にご加入の方(被保険者の方)
- ② 健康保険委員に登録することについて、事業主からの同意を得られる方
- ③ 健康保険の事務経験者またはその管理者(直接のご担当者でなくても結構です)

《注意事項》

- ✓活動に対する報酬等はありません。
- ✓現在、すでにご登録されている方については、再度ご登録いただく必要はありませんのでご注意ください。

佐賀支部のメールマガジンにご登録ください！

佐賀支部では、毎月1回健康保険に関する様々な情報や健康お役立ち情報をお届けしています。

お得な情報が満載！保険料率の変更など、最新の情報は臨時号としていち早くお届けします！

登録
無料

ニュース！

健康保険に関する制度改正
保険料率について

役に立つ！

健康保険の手続き方法
健康イベントのご案内

豆知識！

保健師等によりコラム
歯科コラム
季節の健康レシピ

健康保険委員の登録お申し込み等は右面へ

健康保険委員登録申込書

(兼用) メールマガジン会員登録申込書

健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)	
所属部署名		ふりがな	
		氏 名	
電話番号	— —		
メールアドレス	@		
☐ 下記利用規約に同意のうえ、メールマガジンの配信サービスの登録に同意する			

上記の者を健康保険委員へ登録することに同意いたします。

平成 年 月 日

事業所住所

事業所名称

事業主名

事業主印

印

メールマガジンご利用上の注意事項（利用規約）

全国健康保険協会では、メールマガジン配信サービス（以下「本サービス」という）の運営に必要な範囲で、本サービスをご利用される皆様の情報の登録を頂いております。本サービスにおける登録情報の取扱い等につきましては、以下のとおりですので、登録にあたっては、あらかじめ以下の事項をお読みいただき、ご了承のうえ登録をお願いします。なお、本サービスは、その内容によりHTML形式の場合や、テキスト形式でも文字数が多い場合があり、すべての携帯電話での受信に適した形式で配信しておりません。ご登録の際は、パソコンのメールアドレスをご利用ください。

1. 本サービスは、外部の配信業者に委託して行っています。2. 本サービスは、無料（通信料金は除く）でご利用になれます。3. 全国健康保険協会では、本サービスにご登録頂いた情報について、漏えい、紛失、破壊、不正アクセス及び改ざん等を防止するために必要な措置を講じています。本サービスの運営は外部に委託していますが、委託先においても収集した情報の適切な管理のために必要な措置を講じています。4. 登録頂いた情報は、本サービスを円滑に運営するための参考として使用します。なお、メールアドレスについては、メールマガジンの配信のために使用します。5. 全国健康保険協会では、法令に基づき提供することが義務づけられていると解される場合、不正アクセス、脅迫等の違法行為があった場合、その他特別の理由のある場合を除き、収集した情報を本サービスの運用以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。ただし、統計的に処理された当サイトのアクセス情報、利用者属性等の情報については公表することがあります。6. 本サービスは、メールマガジンを配信するため、メールアドレスの入力を必要としますが、これ以外に個人を識別することができる情報は収集していません。なお、本サービスの登録は、登録者ご本人の意思により何時でも解除が可能です。また、情報の変更・訂正も可能です。7. 本サービスでは、ウイルス防止のためファイルの添付は行いません。（添付ファイルのついたメールは偽物です。）8. 万一、内容が不審なメールマガジンを受信した場合は、全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーと対比してください。9. メールマガジンの配信については、回線上的問題（メールの遅延、消失）等により届かなかった場合、もしくは文字化けが生じた場合等でも再送信はいたしません。全国健康保険協会ホームページに掲載のバックナンバーをご覧ください。10. 本サービスは、全国健康保険協会の都合により、「全国健康保険協会ホームページ」において予告した後に中止、延期又は廃止することがあります。11. 全国健康保険協会は、本サービスの利用、運用の中止、延期又は廃止等により発生する一切の責任を負いません。12. 登録されたメールアドレスへの配信が連続5回にわたり未着エラーとなった場合、登録メールアドレスは無効として以降の配信を停止します。13. 原則として、配信されたメールマガジンのメールアドレスへの返信でのご意見、ご要望等はお受けできません。14. 本注意事項については、必要に応じて改訂する場合があります。改訂する場合は「全国健康保険協会ホームページ」でお知らせします。

ご登録方法

上記のご登録用紙にご記入のうえ、切り取り線で切り取り、本紙をFAXでお送りください。（郵送も可能）後日、「委嘱状」を郵送いたします。



お申し込みは
FAX!

FAX: 0952-27-0617

【お申込お問合せ先】



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0612（企画総務グループ）



平成
30
年度

社会保険事務講習会のご案内

『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について知識を学びます。

『健康保険給付に関する講習会』

協会けんぽに関する給付や健康について学びます。

地 区	平成30年	会 場	地 区	平成30年	会 場
唐津会場	7月18日(水)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	唐津会場	8月9日(木)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	7月19日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐賀会場	8月17日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	7月20日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	8月23日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	7月26日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	8月29日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●社会保険労務士			講師●全国健康保険協会 佐賀支部職員		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者

社会保険事務担当者の方

参 加 料

会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び平成30年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 **FAX.0952-26-3377**



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号			宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『社会保険・雇用保険の適用実務』 (唐津 ・ 武雄 ・ 鳥栖 ・ 佐賀) 会場 平成 年 月 日 ()	『健康保険給付に関する講習会』 (唐津 ・ 佐賀 ・ 武雄 ・ 鳥栖) 会場 平成 年 月 日 ()	
参加者氏名			
事業所名			
事業所所在地	〒		
		事業所電話番号 () -	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

限度額適用認定証

入院時等の窓口負担を軽減したいとき(政管健保の場合)

医療機関窓口での支払いが高額になった場合は、自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」がありますが、一時的な医療費の支払いは大きな負担になります。

そこで、事前に「限度額適用認定証」の交付を受け、健康保険証と併せて医療機関窓口に提示することで、同一の月(1日から月末まで)において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での支払いがあらかじめ自己負担限度額までで済み、窓口負担額の軽減につながります。

自己負担限度額の例

自己負担限度額は、受診者の年齢・被保険者の所得により、下記の表のとおりに設定されています。

【70歳未満の方】〈平成27年1月診療分から〉

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 区分ア(標準報酬月額83万円以上)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 区分イ(標準報酬月額53万~79万円)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 区分ウ(標準報酬月額28万~50万円)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ 区分エ(標準報酬月額26万円以下)	57,600円	44,400円
⑤ 区分オ(低所得者) (被保険者が市区町村税の非課税者等)	35,400円	24,600円

注)「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

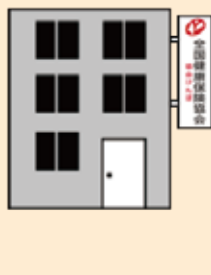
※入院時の差額ベッド代や食事代、保険診療外の負担分は別途費用がかかります。

※被保険者が低所得に該当する場合は、食事代(標準負担額)についても減額となります。

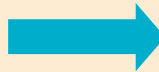
※70歳以上の方は「高齢受給者証」により窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みますので、別途手続きは不要です。
(ただし、被保険者が低所得に該当する場合はお手続きが必要です。)

《限度額適用認定証の発行までの流れ》

郵送での早目のお手続きがおすすめです!



1週間程度



(1) 医療費が高額になりそうなときは、「健康保険限度額適用認定申請書」に健康保険証のコピーを添付して、協会けんぽに提出します。

(2) 「限度額適用認定証」が交付されます。

(3) 受診するときに健康保険証と併せて、限度額適用認定証を提示します。
(4) 窓口でのお支払いが自己負担限度額までで済みます。

平成30年 8月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 年金事務所 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 (東庁舎) (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 年金事務所 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20 年金事務所 延長相談 19時まで	21 鹿島市民会館 (予約)	22	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 年金事務所 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	第1・3火曜日 10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受けておりますので、希望される日の前日までにお申ください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。

受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。

相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらもご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165
(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 (一般電話)
にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」「03-6630-2525」「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525 (一般電話)

・事業所、厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※休日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



マニュアル車(軽トラック)を運転する機会がありました。普段オートマ車ばかり乗っているのでマニュアル車の操作が忙しいこと。ブレーキとクラッチペダルを踏んでエンジンキーを回す。ギアをローに入れる。徐々にクラッチペダルを開放しながらアクセルペダルを踏み込む。傾合いを誤るとエンストしてしまう。スピードが増すにつれてセコ、サード、トップとギアチェンジ。信号が赤だ。右足をアクセルペダルからブレーキペダルに踏み変えて、左足でクラッチペダルを踏み込む。ギアをローに戻しておかないと再発進時に難儀する。

考えてみると運転操作の中に死語になりつつあるものが沢山あることに気づきました。(山)